



文京区の「創業支援資金」の利子補給と 東京都の「創業」の保証料補助の併用について

文京区の「創業支援資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「創業」の要件を満たす方は、
区の利子補給と都の信用保証料の2／3の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

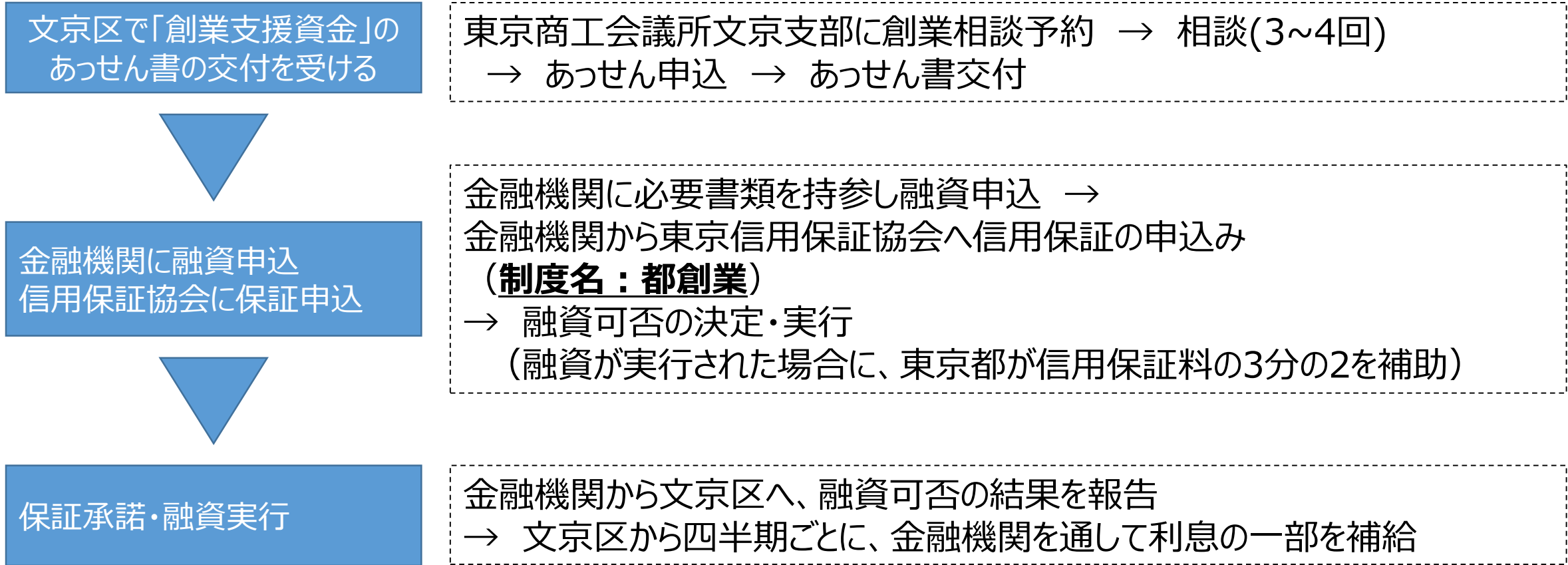
保証申込制度名
融資対象
資金用途
融資限度額
返済期間
融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率

東京都中小企業制度融資「創業」
文京区の「創業支援資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「創業」の要件を満たす方
運転・設備
1,500万円（代表者が区民の場合は2,000万円）
元金据置12か月以内を含む7年以内
証書貸付・元金均等返済
以下のとおり
0%

融資名			契約利率	利子補給率
創業支援資金			1.7%	1.7%
創業 特例	返済 期間	3年以内	1.3%	1.3%
		3年超5年以内	1.4%	1.4%
		5年超7年以内	1.6%	1.6%

※創業特例をご利用の場合は、特定創業支援事業等による支援を受けた証明書が必要です。
信用保証 東京信用保証協会の信用保証が必要です。
（東京都が信用保証料の3分の2を補助します）

【お申込みの流れ】



【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】	文京区 経済課 産業振興係	☎：03-5803-1173
【創業相談に関すること】	東京商工会議所 文京支部	☎：03-5842-6731
【都制度に関すること】	東京都 産業労働局 金融部 金融課	☎：03-5320-4877